

問題提起のあったその他の案件についての検討・対応状況（４１案件）

1 動植物・食品関係

- (1) 食品表示規制の弾力的運用
- (2) 植物検疫基準の緩和（キウイフルーツ）
- (3) 植物検疫基準の緩和（リンゴ）
- (4) イマザリルの使用の許可
- (5) 酪農産物輸入制度の改善
- (6) 海苔輸入手続の改善
- (7) ワカメ輸入事前確認制度の廃止
- (8) 植物検疫基準の見直し
- (9) 輸入食器の検査
- (10) あまり重要でない誤謬に関する検疫所の対応
- (11) 外国で認められている食品添加物の使用
- (12) ダブルサンプリング検査の廃止
- (13) 動物検疫における検査証明書の電子転送可能対象国の拡大

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

- (1) 医療用具輸入に際しての相互認証の推進
- (2) 化粧品のラベル表示方法の変更及び化粧品規制制度改正の実施スケジュールの明確化

3 工業関係等

- (1) 毒劇物の輸入業登録の簡素化
- (2) 化学物質審査手続の簡素化
- (3) 電気用品に関する外国基準の受け入れ
- (4) ガス機器に関する外国基準の受け入れ

4 運輸・交通関係

- (1) キャンピングカー等に関する車幅の上限の見直し及び特殊車両通行許可等のあり方の見直し

5 建設関係

- (1) 地方自治体発注の公共事業における経営事項審査の評点基準の改善
- (2) 建設工事における排他的な物品調達の見直し

- (3) 輸入建材の検査での海外検査データの活用

- (4) 外国規格の不燃材の規制緩和
- (5) 建築分野における相互認証制度の速やかな導入並びに建築資材等の性能基準・性能試験方法に関する国際調和化の推進
- (6) 建築基準法の性能規定施行スケジュールの明示及び政令等制定の透明化
- (7) 地方公共団体が建築基準法に基づいて制定する条例の限定化及び関係情報の公開

7 輸入手続関係

- (1) 韓国の特殊車両の一時的な通関
- (2) 阪神地域の港のとん税納付の統合化
- (3) 自家消費毒劇物の輸入手続の簡素化
- (4) 玩具の輸入
- (5) 輸入品の通関時における消費税納税申告制度の見直し
- (6) 無償提供した金型を用いて生産した貨物の輸入通関時の消費税免除
- (7) 特恵関税の運用の改善
- (8) 臨時開庁時間に関する基準の明確化及び時間外手数料の廃止
- (9) 通関統計作成のための資料の簡素化
- (10) チルド商品の通関前検品
- (11) 税番及び税率の統一
- (12) 事前教示の回答の迅速化
- (13) 輸入通関時の関税暫定措置法第 8 条適用手続の簡素化

8 その他

- (1) グルタルアルデヒドの変異原性確認試験方法の国際的整合化

1 動植物・食品関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	食品表示規制の弾力的運用	<p>新農業基本法の枠組みのなかでとられている最近の措置から見ると、食品表示が国内農産物の需要促進を図るためのものに思える。さらに、JAS法改正により、それまで9つの食品のみに義務付けられていた原産国表示義務が全生鮮食品に課されるようになった。</p> <p>明らかに国内農産物の需要拡大を図る目的をもつ新農業基本法のもとで、こうした表示義務の拡大が行われ、また、新措置が実際上、国内農産物優先という差別に利用されかねないことを私たちは憂慮している。</p> <p>1998年9月17日に首相に提出された食料・農業・農村基本問題調査会の答申、および98年12月の農水省の農政改革大綱は明らかに、国内生産増大と食料自給率引き上げを目指しており、これらの目標達成に消費者が寄与するように求めている。これら2つの文書は、こうした枠組みにおいて、消費者に「日本型食生活」を採り入れるよう奨励し、消費者の「適切な商品選択」を可能にするために表示が拡大していくことを示している。</p> <p>以上を背景に、新農基法のなかでとりわけ懸念される条項がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第12条「消費者は、…食料の消費生活の向上に積極的な役割を果たすものとする」 ・第16条1項「国は、食料の安全性の確保及び品質の改善を図るとともに、消費者の合理的な選択に資するため、…食品の表示の適正化その他必要な施策を講ずるものとする」 ・第16条2項「国は、食料消費の改善及び農業資源の有効利用に資するため、健全な食生活に関する指針の策定…その他必要な措置を講ずるものとする」 <p>「新たな酪農・乳業対策大綱骨子」(1999年3月)によれば、「ミルク」という言葉は、主に液状ミルクを原料にしている酪農産品にしか使われないようである(第4(1))。この措置の目的が「国内産ミルクの消費拡大」にあることは明白である。</p> <p>以上を背景に、新食品表示制度が輸入品差別のために誤用さ</p>	<p>(JAS法部分)</p> <p>(1) JAS法改正の経緯</p> <p>農林水産省では、97年9月に農林物資規格調査会に基本問題委員会を設置し、7回にわたる審議及びパブリックコメントを踏まえ、98年10月には報告書「食品等の表示・規制制度の見直しについて(取りまとめ)」を公表した。報告書では、消費者保護の観点から、消費者が必要とする全ての品目について表示基準を策定すること、生鮮食料品の原産地表示等につき、消費者・生産者のニーズを踏まえ対応すること、表示・規格の国際規格との整合化の推進等が述べられた。</p> <p>また、昨年12月のOT0対策本部会合でも、農林物資規格調査会の報告書について、市場アクセスの一層の改善に向けて以下の措置を講じることが求められている。</p> <p>報告書の内容を着実に実施するため、規格の見直しや制度の運用改善を図るとともに、制度的な見直しが必要なものについては、直ちに対応を図るべきである。</p> <p>消費者等のニーズを踏まえ、水産物の原産地表示等に関するガイドラインのあり方を見直し、必要に応じて法制度に基づく措置としていくべきである。</p> <p>本年7月に改正・公布されたJAS法は、農林物資規格調査会の報告及びOT0対策本部会合の決定を踏まえ、所要の規定の整備を図ったものである。</p> <p>(2) 生鮮食品品質表示基準における原産地表示について</p> <p>生鮮物への原産地表示については、現行基準ではブロccoli、玉ねぎ等9品目に表示を義務付けているが、今回の改正では消費者の合理的な選択に資するため、原産地表示の対象を生鮮食品全体(農産食品、畜産食品、水産食品)に拡大し、この拡大にあたっては、輸入品だけでなく国産品についても原産地表示を義務付け消費者の商品選択に資することとしている。この原産地表示に基づき消費者がどのような商品選択を行うかは、外国を含む各産地間のこれまでの及び今後の品質向上努力や価格面での努力に依存するものであり、したがって何ら国産品のみを差別的に有利に取り扱おうとするものではない。</p> <p>我が国は国際社会における最大の食料輸入国であり、現在でも多くの外国産品がその品質の優位性から、我が国市場において有利な地位を確保している。</p> <p>(3) 今後の予定</p> <p>なお、生鮮食品全体に原産地表示を義務付ける生鮮食品品質表示基準の制定にあたっては、2000年4月の告示に向け、パブリックコメントの募集、WTO通報など所要の手続きを行うことにより、透明性を確保していくこととしている。</p> <p>(大綱部分)</p> <p>(1) 「新たな酪農・乳業対策大綱」において、「消費者の確かな商品選択に資する観点から、原則として生乳を主な原料とするものに限って「牛乳」の文言を認める等、牛乳類の表示の改善を図り、これを契機として国内産の牛乳類の消費の拡大を図る。」としているところ。</p> <p>(2) ここでいう牛乳類とは、乳等省令で定義されている種類別「牛乳」、「加工乳」、「乳飲料」、「部分脱脂乳」及び「脱脂乳」を総称したものであり、輸入乳製品も</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>れる可能性があるとのニュージーランドの懸念を、日本当局は理解していただけると思う。</p> <p>従って、私たちは下記の確認を求めたい。</p> <p>新食品表示制度が輸入品に対する実際上の差別につながらない。</p> <p>「ミルク」という言葉の限定を（上記の「新たな酪農・乳業対策大綱骨子」参照）脱脂粉乳など輸入酪農品原料の使用に不利になるような形で用いない。</p> <p>原産国表示義務（実際上は輸入品が不利になりうる）の代わりに、生産者が生鮮食品の原産国／原産地の特定をすることが許可される。</p> <p>[駐日ニュージーランド大使館]</p>	<p>右のいずれかに該当すれば牛乳類とされるときともに、輸入乳製品を原料として国内で製造される乳製品も右のいずれかに該当すれば牛乳類となる。</p> <p>(3) 牛乳類の表示の適正化のためには、「乳飲料の表示に関する公正取引規約」の改正が必要であり、現在、その手続中である。この表示規則変更の目的は、消費者に適正な情報を提供し、消費者の誤認・混乱を解消することにより牛乳類全体の消費を拡大することであり、国産原材料使用製品の差別化のためではない。</p> <p>(4) なお、今回の表示規則の改正により牛乳類全体の消費が拡大することが見込まれること、結果的にその原材料となる脱脂粉乳の需要も拡大すると予測している。従って我が国にとって脱脂粉乳の主要輸出国であるNZからも、引き続き堅調に輸入がなされるものと考えている。</p> <p>(参考) 日本語で「milk」を意味する語は、「牛乳」、「ミルク」、「milk」及び「乳」がある。現在、種類別の「牛乳」、「加工乳」及び「乳飲料」については、小売パッケージにその旨を記載することになっている。一方で、商品名については、種類別の「牛乳」に加え、「加工乳」及び「乳飲料」に該当する製品でも、一定の成分規定を満たせば、生乳を使用していなくても「牛乳」の文言を使用することが可となっている。このことが現在消費者に混乱を招いている。今度の表示規則の変更に伴い、生乳の使用が50%未満の牛乳類（加工乳、乳飲料）の商品名として「牛乳」の文言は使用不可となり、「ミルク」、「milk」及び「乳」の文言については、引き続き使用可能となる。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(備考)</p> <p>新食品表示制度、原産地表示義務について問題提起者は、当面この方針で了解。乳製品の表示についても、日・NZ酪農品需給情報交換会議において引き続き議論していくことで両国の見解は一致している。</p> <p>なお、対処方針にある「乳飲料の表示に関する公正取引規約」は99年12月22日に改正されたところである。</p>
(2)	植物検疫基準の緩和(キウイフルーツ)	<p>日本の植物検疫官が日本の57の非検疫害虫リストに含まれていない有機体（オーガニズム）を輸入品に認めた場合、必ずくん蒸が求められる。ニュージーランド産キーウィフルーツに貯蔵中によく生じる有機体が発見された場合、日本にそれに匹敵する有機体があり、しかもそれらは有効な防除プログラムの対象ではないにもかかわらず、くん蒸が求められるが、植物防疫の観点から輸入品にくん蒸を求める科学的根拠は全くない。くん蒸はキーウィフルーツの貯蔵寿命を短くするとともに、くん蒸の残留物に対する消費者の懸念を呼び起こしかねない。これは、ニュージーランドから輸入したキーウィフルーツに対する差別という結果をもたらす。ニュージーランドから輸入</p>	<p>(1) 近年におけるニュージーランド産キウイフルーツの検査不合格率（件数ベース）は、96年は24.3%であったものが、99年（1～6月）は、71.1%に増加している。</p> <p>不合格の理由は、フラーパラゾウムシ、アザミウマ等の検疫有害動植物が発見されていることによるが、特にフラーパラゾウムシの発見事例が大半を占めている。フラーパラゾウムシ発見率（件数ベース）は、96年は19.1%であったものが、99年（1～6月）は61.9%に増加している。</p> <p>フラーパラゾウムシは、樹皮の割れ目や果実のヘタ部などに卵を隠すように産卵するため、キウイフルーツにおいても、果実のヘタ部に付着した卵塊が発見されており、特に本年に入って発見率が激増している。</p> <p>(2) フラーパラゾウムシは、我が国未発生であることから、「検疫有害動植物」（植物防疫法第5条の2）に該当しており、キウイフルーツの他カンキツ類やリンゴ、ナシ等の果樹、バラ等の花木類やキク等の草花等、非常に多くの植物の害虫として知られ、我が国でも侵入を警戒する重要な害虫として、厳重な輸入検疫の対象としているところである。</p> <p>また、アザミウマ等については、我が国の一部に未</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>したキーウィフルーツにくん蒸が求められる割合は増えており、1996年には1出荷当たり平均13%前後のロットであったが、97年には30%、98年には40-43%になっている。99年に関しては、今年6月からくん蒸率は80%前後になっている。</p> <p>くん蒸要件は、輸入果実に害虫が発見された場合、その害虫が日本にいないか、あるいは日本にいても有効な防除プログラムの対象になっている場合のみ、適用されるべきである。</p> <p>[駐日ニュージーランド大使館]</p>	<p>発生の種類があるとともに、我が国に発生している種類であっても我が国における果樹の重要害虫として防除の対象となっていること等から、「検疫有害動植物」に該当する。</p> <p>このように、これらニュージーランド産キウイフルーツのくん蒸の対象となっている害虫は、今回の問題提起にあるように通常貯蔵中によく発生する病害虫ではなく、我が国の農業生産上重要な害虫となりうる種類であって、くん蒸措置は正当な科学的根拠に基づくものであり、また国際基準にも合致したものである。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>問題提起者は、所管省の対処方針に対し、(1) 非検疫有害動植物のリスト化ではなく検疫有害動植物のリスト化をすべきである、(2) フラーパラゾウムシが本当に日本に生息していないかどうか、などとする反論を行った。</p> <p>これに対して所管省では、問題提起者の反論に対して以下の通り回答。</p> <p>(1) ニュージーランドとは輸入検疫制度に相違があることからリストの作り方についても相違があると認識している。ニュージーランドは新たに農産物の輸入希望があった場合には、当該国の当該植物に付着する病害虫のPRA(危険度解析)が終了するまで輸入許可が出されないと承知している。この制度の下では、PRAの終わった病害虫のうち危険なものを順次検疫有害動植物リストに追加する一方、PRAの終わっていない病害虫が付着する農産物の輸入を認めないことで検疫上の安全を確保している。一方、我が国は、輸入禁止及び栽培地検査対象の病害虫の付着するおそれのある植物以外の植物類はすべて輸入が可能であるというきわめて透明性のある制度を採用している。しかしながら、国内農業に重大な影響を及ぼす可能性のある未知の病害虫を含む10万種以上とも言われる有害動植物の国内への侵入・定着を回避するためには、検疫有害動植物を、非検疫有害動植物リストに挙げられている有害動植物以外のものとして示すことが必要であり、また右方式が有効に機能するものとの考え方に基づき採用しているものである。このことから、両国制度の根本的な違いを抜きにして、リストの作り方だけを取り上げて議論することは適当ではない。</p> <p>(2) フラーパラゾウムシは日本には分布していなかったが、近年、ごく限られたほ場で発見されたことから、国費を投入して防除を行うとともに、輸入検疫においては今まで以上に厳重な検査により新たな侵入防止に万全を期することとしている。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(備考)</p> <p>本件は、二国間協議の場で引き続き議論を深めることで両国の見解は一致している。</p>
(3)	植物検疫基準の緩和(リンゴ)	<p>ニュージーランド産リンゴ6種が、農水省の基準に合格し、現在輸入が許可されている。しかし、この基準は、それらのリンゴの栽培を、日本とニュージーランドの植物検疫官がリンゴの火傷病を適切な季節に検査できるような特定地域で、行うことを要求</p>	<p>(1) 我が国は、りんご生果実に火傷病菌が寄生したとの記録に基づき、火傷病菌の発生地域であるニュージーランドで生産されたりんご生果実についても植物防疫法に基づき輸入を禁止している。しかしながら、火傷病菌が我が国に侵入しないような検疫措置が確立した場合には、その措置を講じることを条件に輸入を認めている。</p> <p>(2) 我が国として、火傷病菌の寄生のおそれのあるりん</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>している。その結果、対日本輸出プログラムに参加しているニュージーランドのリンゴ生産者は、指定果樹園の周りに 500 メートルの緩衝地帯を設けなければならない、コスト増という問題に直面している。ニュージーランドは 1998 年 8 月 27 日付けで農水省に、熟したリンゴには火傷病の病原媒介の可能性がないという、科学的調査結果を提出した。それに対して、農水省の植物検疫課は 99 年 8 月 13 日付けで一連の疑問を寄せた。</p> <p>熟したリンゴには火傷病の病原媒介の可能性がないという、我が国の主張を日本が受け入れ、指定地域に 500 メートルの緩衝地帯と栽培地を設けるという要件を撤廃するよう、我が国は要望する。</p> <p>[駐日ニュージーランド大使館]</p>	<p>ご生果実に対して、今回の問題提起にあるように現行の検疫措置を廃止することは困難である。しかしながら、ニュージーランドより現行の検疫措置にかわる措置の提案があり、当該措置が科学的・技術的に妥当なものと確認された場合には、ニュージーランド側の意向を踏まえた検疫措置の変更は可能である。</p> <p>(3) いずれにしても本件については、今後とも日本と NZ の植物検疫当局間で科学的・技術的な観点から議論を進めていくことが肝要と考える。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(備考) 本件は、両国の植物検疫当局間で引き続き議論していくことで両国の見解は一致している。</p>
(4)	イマザリルの使用の許可	<p>「食品、添加物等の規格基準」のもとで、イマザリルは柑橘類（ミカンを除く）とバナナ以外の食品には使ってはならないことになっている。柑橘類（ミカンを除く）に許されるイマザリルの残留レベルは 1kg 当たり 0.005g であり、バナナの場合は 1kg 当たり 0.002g である。</p> <p>イマザリルの使用は、柑橘類には許されているが、ミカンには許されていない。この区別は不当で根拠がないように思われる。他の柑橘類同様、ミカンにも同レベルのイマザリル残留を許可されるよう、厚生省に要望する。</p> <p>厚生省によると上記の措置を講じた場合、イマザリルの一日摂取量が一日摂取許容量（ADI）を上回る可能性があるとのことである。我々は、WTO の衛生植物検疫措置の適用に関する協定（SPS 協定）に基づき、厚生省に同省の主張を立証する科学的データを要求する。</p> <p>[駐日ニュージーランド大使館]</p>	<p>イマザリルを収穫後にみかんに使用する場合には、食品添加物の使用基準の改正が必要となる。しかしながら、日本人のみかんの摂取量は諸外国と比べ多く、現在の使用基準を拡大し、みかんに対するイマザリルの最大残留値を、コーデックス委員会の基準に基づき 5ppm と定め、理論最大一日摂取量を推定した場合、ADI を超えることが明らかとなっている。このような使用基準改正を行うことは、我が国国民の食生活において安全性を確保する上で問題があり、科学的にも適切であるとはいえない。</p> <p>したがって、現時点において、イマザリルの使用基準を改正することは、困難であると考えている。</p> <p>[厚生省]</p> <p>(備考) 所管省は、問題提起者に対して科学的根拠を説明。現在、問題提起者において対応を検討中である。</p>
(5)	酪農産物輸入制度の改善	<p>一般使用の指定酪農品（DDPGU：Designated Dairy Products for General Use）割当を例外として、他のすべての国内用酪農品関税割当は充たされていない。DDPGU 割当（例えば、脱脂粉乳や他の固形物に適用）の場合、日本政府またはその代行者（農畜産振興事業団 - ALIC）は、</p>	<p>(1) 日本が行う乳製品についての関税割当制度を含む国境措置は、UR 合意に基づいたものである。</p> <p>(2) 関税割当制度の透明性の確保並びに枠消化率向上に向けた運用について</p> <p>特定用途向け指定乳製品等の関税割当は、その割当基準、申請者の資格要件等の必要な情報を関税割当公表、通産省弘報、インターネット等によって公表するとともに、NZ に対しては、年 2 回開催される酪農産品需給情報交換会議においてこれまでも相当な</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>買い入れた輸入品を再販売する前に、「マークアップ」を課する。同事業団による割当管理は、特に輸出業者が日本の顧客と直接関係を樹立できないために、割当から最大限の利益を得るためのニュージーランドの能力を損ねる。</p> <p>従って、我が国は下記を日本政府に要望する。</p> <p>市場アクセス機会が十分に得られるようにする一助として、DDPGU 以外の酪農品の関税割当の管理をより透明度の高いものにする。</p> <p>DDPGU 割当等のもとで、ニュージーランドの輸出業者が日本の顧客と直接関係を確立できるように、日本政府の現行の貿易制度を一方向的に自由化する。</p> <p>[駐日ニュージーランド大使館]</p>	<p>時間を費やして関税割当の運用等について説明しており、透明性の問題はないと考えている。</p> <p>枠の消化率向上に向けた取組としては、消化率の低い輸入業者について次年度の割当数量を削減する一方、消化率の高い輸入業者及び新規参入者への割当を増加する基本方針をとっている。1997 年度から枠の残量を年度内に再申請できる制度を実施しているところである。</p> <p>また、いくつかの関税割当枠が未消化となっている原因は、そもそも交渉の結果、需要を上回る枠が設定されている品目があったり、特定用途向け乳製品のうちの学校給食用や育児用は児童数、乳幼児数が減少していること、また、飼料用も家畜数の減少によるものなど、国内需要量の減少によるものである。</p> <p>(3) 一般用途向け指定乳製品も含めた一方向的な輸入自由化の要請について</p> <p>国家貿易品目については、農畜産業振興事業団は WTO 協定上認められた国家貿易企業として、WTO 協定の約束を誠実に実行しており、輸入される乳製品についても市場で求められているものを輸入している。</p> <p>なお、国家貿易品目の輸入の際に同事業団が徴収するマークアップについても WTO 協定上認められているものである。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>問題提起者は、所管省の対処方針に対し、(1) 関税割当枠の未消化率は児童数の減少率を上回って拡大している、(2) 未消化枠の再配分が不十分である、(3) 割当枠が未消化である理由として、Basket quotas (その他の乳製品枠 (参考)) の消化率が悪い、(4) 特定地域限定枠が輸入の障害になっている、(5) 需要者割当てが輸入の障害になっている、(6) 割当者名の非公表が輸入の阻害要因になっている、とする反論を行った。</p> <p>これに対して所管省では、平成 12 年 4 月に予定されている二国間協議においても引き続き議論したいとしているが、問題提起者の反論に対しては以下の通り回答。</p> <p>(1) 学校給食用等の脱脂粉乳の低消化率の原因について、より詳細に分析した上で回答する。</p> <p>(2) 年度当初の割当て後に残量がある場合、追加的に枠の申請ができる制度を 97 年度から採用し、十分に機能している。一度配分した枠の未消化分の再配分は運用上困難。</p> <p>(3) Basket quotas (その他の乳製品枠) に関して、98 年度はアイスクリーム需要者枠の消化率が悪かったが、次年度はこの実績を踏まえ枠の未消化を減するよう割当てを行っていく。</p> <p>(4) 特定地域限定枠の対象となっている製品は現在沖縄にしか需要がないものである。</p> <p>(5) 需要者割当の対象として当該原料の需要者はすべてカバーされている。</p> <p>(6) 割当者の名前の公表は、ガット 13 条、割当者のプライバシー保護の観点から実施不可能である。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(備考)</p> <p>本件は、日・NZ 酪農品需給情報交換会議において、</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>引き続き議論を深めていくことで両国の見解は一致している。</p> <p>なお、所管省では、学校給食用等の脱脂粉乳の低消化率の原因を分析した上で、児童数減少のほか、米飯給食の普及等によるパン食需要の減少等によりパンの原料である脱脂粉乳の消化率も減少している旨問題提起者に回答した。</p>
(6)	海苔輸入手続の改善	<p>1998年の韓日水産物貿易に関する実務者会議で日本側は、海苔協会の独占的な輸入制度を廃止し、割当方式による輸入制度に変えることとした。</p> <p>しかし、新たな海苔輸入制度においては、割当量の3分の2が必要者割当分となっているが、その申請資格を海苔協会に限定しているため、従来の海苔協会の独占的な輸入制度と変わらず、実質的には輸入制限効果をもたらしている。更に、乾燥海苔と味付け海苔の輸入比率は固定されている（1999年の場合、乾燥海苔 80% に対し味付け海苔 20%）。</p> <p>したがって、両国の輸出入商社により輸入割当量の範囲内で自由な取引ができるようにすべきである。</p> <p>また、平成 10 年度に創設された先着順割当枠への申請資格は、10 万ドル以上の輸入実績のある者とされているが、この要件を緩和すべきである。</p> <p>更に、通商産業省の海苔の輸入公告は毎年 2 月であるが、韓国では海苔の生産時期である 12 月には輸出物量を事前に準備しているため、輸入公告を毎年 12 月にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">[駐日韓国大使館]</p>	<p>(1) のりは、我が国沿岸漁業者の主要生産品目であり、無秩序な輸入がこれら漁業者に悪影響を与えないよう輸入割当(IQ)の対象としている。</p> <p>(2) のりの輸入手続きについては、1997年の駐日韓国大使館による問題提起等を受けて、開催された1998年1月及び9月の日韓両国政府間の水産物貿易に関する実務者会合における議論を踏まえ、以下の内容を含む輸入手続きの変更を1999年2月に行ったところであり、1999年3月に開催された当該会合の場で韓国側も、我が国が韓国の要請に配慮して多くの点で制度の見直しを行ったことにつき謝意を表したところである。</p> <p>輸入割当限度数量(1999年2月公表)については、これまでの輸入実績、輸入の伸び、国内受入状況等を総合的に勘案した実際の日本ののり市場の需給実勢に応じた数量として、69百万枚(前年輸入実績比33%増)を設定</p> <p>輸入のりの売買に関する基本契約の原本及びその写しを所管省庁に提出する義務を撤廃し、のり協会による一元輸入を廃止</p> <p>新規参入を希望する者に対して、自由な取引が志向されるよう先着順割当て枠を創設し5百万枚の割当てを行うとともに、輸入実績の尊重という観点を踏まえ、実績商社割当て18百万枚、需要者割当て46百万枚を割当て</p> <p>(3) 日韓両国間の水産物貿易に関して韓国側において問題提起がある場合には、これまでと同様毎年定期的に開催されている日韓両国政府間の水産物貿易に関する実務者会合の場で議論を深めることで両国の見解は一致している。</p> <p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実績商社割当て：韓国産ののりを輸入した実績のある商社へ割当てを行う方式 ・ 先着順割当て：新規参入を希望する商社へ割当てを行う方式 ・ 需要者割当て：韓国産ののりを加工原料等として扱うのり加工業者やのり流通業者等が必要とするのりを安定的に確保することを目的として、これらの者が加入する団体に割当てを行う方式。割当てを受けた団体は輸入商社に必要な荷を発注し、納品させた上で、傘下会員に配分を行う。 <p style="text-align: right;">[農林水産省、通商産業省]</p> <p>(備考)</p> <p>本件は、その後、2000年2月1日付通商公示において、(1) 総割当限度数量を昨年の6900万枚から1億2000万枚(前年比74%増)に増枠する中で、需要者割当の総割当限度数量に占める割合を67%から63%に引き下げるとともに先着順割当てを5倍に増加、(2) 先着順割当て申請者資格において、10万ドル以上の輸入実績のある者という要件を廃止、(3) 公示の時期を2月末から2月初めに前倒しにする等の改善措置が示され、これをもって問題提起者は了解した。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(7)	ワカメ輸入事前確認制度の廃止	<p>ワカメの輸入に関しては、日韓の民間会議による貿易量合意制の履行確保という理由から輸入事前確認制が施行されてきた。しかし、平成7年から、貿易量合意制が廃止となったにもかかわらず、事前確認制は継続されている。</p> <p>事前確認制は、輸入関連業務量の増大等、実質的には輸入制限的な効果をもたらしているため、事前確認制を廃止すべきである。</p> <p>[駐日韓国大使館]</p>	<p>(1) わかめの事前確認制度は、季節的に集中して漁獲されるわかめについて、国内生産の状況と併せて輸入動向を早期かつ的確に把握することにより、関係者に対しわかめの需給動向を適切に提供する役割を担ってきたものである。</p> <p>(2) 当該制度は、輸入制限ではなく、確認申請書を通商産業大臣に提出し、数量や原産地国等についての確認を受ければ数量の制限なく輸入が可能であり、現行の事前確認制度は、韓国産わかめの輸入に際し不利に運用していない。現に、この制度の下で日本への輸出を増加させている国もあり、日本市場のニーズに合ったわかめについては、対日輸出の拡大は可能である。</p> <p>(3) 当該制度の取扱いについては、1999年3月に開催された日韓両国政府間の水産物貿易に関する実務者会合において議題とされ、議論が進められており、今後とも引き続き本件を当該会合の場において、議論していくことで両国の見解は一致している。</p> <p>[農林水産省、通商産業省]</p> <p>(備考)</p> <p>本件は、2000年1月に通商産業省告示が改正され、ワカメの輸入に関する事前確認制度が廃止された。これをもって問題提起者は了解した。</p>
(8)	植物検疫基準の見直し	<p>日本の検疫当局の過度な検疫基準の適用により、韓国産の新鮮野菜類(胡瓜、茄子、唐辛子、レタス、キャベツ)及び花卉類(薔薇、百合、菊等)の対日輸出において、燻蒸消毒による商品性の低下や不要な検疫費用の負担等の支障が生じている。</p> <p>特に、下記五つの主な病害虫については、現在、日本で広く分布しているものであり、過度な検疫措置であることから、早期に非検疫病害虫として指定すべきである。</p> <p>Thrips palmi (ミナミキイロアザミウマ)</p> <p>Frankliniella occidentalis (ミカンキイロアザミウマ)</p> <p>Myzus persicae (モモアカアブラムシ)</p> <p>Macrosiphum euphorbac (チュウリップヒゲナガアブラムシ)</p> <p>Acarus siro (アシプトコナダニ)</p> <p>[駐日韓国大使館]</p>	<p>韓国から非検疫有害動植物として指定すべきと要請されている害虫5種のうち、ミナミキイロアザミウマ、ミカンキイロアザミウマ、モモアカアブラムシ、チュウリップヒゲナガアブラムシの4種の害虫については、我が国の発生予察事業の対象となっている重要な害虫である。国は、発生予察の結果、必要な場合において、防除計画の大綱を定め、または、防除に関する勧告を行い、地方公共団体等が、これに基づき防除を実施することとしている。このことから、これらの害虫は公的防除の対象病害虫として位置づけられるものであり、IPPC (International Plant Protection Convention: 国際植物防疫条約) の植物検疫用語集における検疫有害動植物に該当する。</p> <p>ただし、アシプトコナダニについては、非検疫有害動植物の対象とすることができるか否かにつき検討することとしたい。</p> <p>(その後の状況)</p> <p>問題提起者は、所管省の対処方針において、「4害虫は公的防除の対象病害虫として位置づけられる」とされたことに対し、(1)公的防除に対する定義及び運用については、IPPCにおいても未だ異見が多い、また、(2)病害虫が発見された場合、国内植物に対しては防除勧告である一方、輸入品に対しては「消毒又は廃棄」という強制処分を行うことは受け入れがたい、さらに本件は「韓日植物検疫実務者会議」においても引き続き議論したいとしている。</p> <p>これに対して所管省では、要望があれば平成12年2月に開催が予定されている「日韓植物検疫実務者会議」の場で話し合いを継続していきたいとの回答を行った。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(備考)</p> <p>本件は、「韓日植物検疫実務者会議」の場で引き続き議論していくことで両国の見解は一致している。</p> <p>(委員意見)</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>本件については、委員から、「病害虫が発見された場合、国内産は防除勧告にとどまり、輸入品には消毒または廃棄処分を課するのはダブルスタンダードではないか。」との質問が出された。これに対し所管省は、「国内農産物に付着している有害動植物についても、都道府県の指導の下で、生産現場において濃密な防除が行われており、国内農産物及び輸入農産物ともに防除の措置がとられている。」との回答を行ったところ、委員から、所管省からのこれ以上の回答は求めないとした上で、「農業による育成中の国内農産物の防除と、くん蒸、廃棄による収穫後の輸入品に対する防除の現状比較によって内外を公平に扱っていると納得されるものなのか。」との意見が述べられた。</p>
(9)	<p>輸入食器の検査</p>	<p>陶器などの食器を輸入する際、新製品に関してはその都度日本で検査を受けているのでコストが高くついている。 海外での検査結果を活用できるようにすべきである。 [東京商工会議所]</p>	<p>海外での検査結果の活用については、あらかじめ輸出国政府より厚生省に登録された公的検査機関で輸出前に検査を行い、輸入時に検査成績書が提示され、検査成績が食品衛生法に適合している場合には、輸入時の検査を省略する輸出国公的検査機関制度が昭和57年3月より導入されており、平成11年9月14日現在52か国2,513機関が登録されている。なお、平成6年12月より、器具、容器包装及びおもちゃのうち、その材質、使用する着色料及び製法等が同一であるものについては、初回の検査成績書の写しの添付により、無期限で輸入時の検査を省略しているところである。 [厚生省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(10)	<p>あまり重要でない誤謬に関する検疫所の対応</p>	<p>食品等を輸入する際は、食品等輸入届を検疫所に提出するが、書類のタイプミスなど明確にケアレスミスと判る場合でも書類の差し替えを要求され、時間のロスを招いている。 検疫所のこのような対応はやめるべきである。 [大阪商工会議所]</p>	<p>食品等輸入届出書の記載事項に係るタイプミス等の軽微な誤りについては、不問に付すよう昭和46年12月20日事務連絡、昭和57年8月18日環食第184号により各検疫所宛長通知を行っているところであるが、再度通知、連絡会議を通じて各検疫所宛周知徹底を図ってまいりたい。 [厚生省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(11)	<p>外国で認められている食品添加物の使用</p>	<p>外国から食品を輸入する場合、その成分に厚生大臣が指定した以外の食品添加物が入っていると輸入が認められない。 外国で安全が確認された食品添加物の入っている食品については、輸入を認めるべきである。 [大阪商工会議所]</p>	<p>新規食品添加物の指定は、食品添加物の指定及び使用基準改正に関する指針(平成8年3月衛化第29号 生活衛生局長通知)に基づくこととされている。本指針に従い、安全性等の資料を添えて、具体的に指定について要請されることが必要である。 食品添加物の指定については、欧米諸国においても我が国と同様、科学的評価を経て実施されるものである。海外で安全性が確認されているということは、その安全性評価を行う上で、参考となる科学的データがあることを意味していると認識しており、それらの資料を添えて要請がなされれば食品衛生調査会での審議を経て適切に対処するものである。 [厚生省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(12)	<p>ダブルサンプリング検査の廃止</p>	<p>食肉製品を輸入する際、0-157等のモニタリング検査を、農林水産省の動物検疫所と厚生省の検疫所の2箇所ですべて受けている。 1件の貨物に対し2回も検査を受けることは非効率であるので、1回にすべきである。</p>	<p>検疫所で行っているモニタリング検査は食品衛生上の観点から行っているものであるが、平成6年4月より食品衛生検査・動物検疫・植物防疫に係る同時並行処理を実施しており、輸入者等から同時並行処理の依頼がなされ、検査担当官署間での検討の結果、その実施が可能と判断されたものについては開梱作業等の利便を考慮し、各々の検査を同時に実施する措置を行っているところ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		[大阪商工会議所]	<p>ろである。</p> <p>[厚生省]</p> <p>動物検疫所では、家畜伝染病予防法に基づき家畜の伝染性疾患の国内侵入を防止するため、動物及び畜産物の検査を実施している。</p> <p>家畜伝染病予防法によって、動物及び畜産物を輸入した者は遅滞なく動物検疫所に届け出て、家畜防疫官による検査を受けなければならないとされている。</p> <p>輸入者から届出を受けた家畜防疫官は、届出のあったものについて、書類審査及び現物検査を行い、異常が認められたものについて精密検査を実施している。</p> <p>これらの検査は、届出のあった全件について実施しているものであり、モニタリング検査は実施していない。</p> <p>病原性大腸菌O-157の検査については、水際で検査を実施する動物検疫所において、輸入者の協力を得て食中毒の発生に対応して一時的に実施したものであり、現在は実施していない。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(13)	動物検疫における検査証明書の電子転送可能対象国の拡大	<p>食肉の輸入にあたっては、輸出国の政府機関により発行された衛生証明書(HEALTH CERTIFICATE)の添付が必要であるが、オーストラリアとの間では、平成10年3月から検査証明書の電子転送が可能となっている。</p> <p>食肉輸入検疫手続きのスピードアップ化のため、例えば、アメリカ合衆国(U.S.D.A:アメリカ農務省)等電子転送できる対象国を拡大するよう、農林水産省は積極的に諸外国に働きかけ、早期実用化を図るべきである。</p> <p>[大阪商工会議所]</p>	<p>動物検疫所では、家畜伝染病予防法に基づき家畜の伝染性疾患の国内侵入を防止するため、動物及び畜産物の検査を実施している。</p> <p>家畜伝染病予防法によって、我が国に輸入される動物及び畜産物は、輸出国政府機関により発行された検査証明書の添付がなければ輸入してはならないとされているが、検査証明書に記載される事項が輸出国政府機関から動物検疫所の電子計算機に送信され、当該電子計算機に備えられたファイルに記録された場合にはこれを適用しないとされている。</p> <p>検査証明事項の電子的送信については、受け入れに関する要請のあったオーストラリアと我が国の間で平成10年3月から実施しており、このことについて、さらなる活用を図るため、「アジア太平洋経済協力会議」等の場において各国に対して紹介した。</p> <p>今後は、他の国からの要請に応じ、検査証明書の電子転送可能対象国の拡大を図ることとしている。</p> <p>[農林水産省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

2 医薬品・医療用具・化粧品関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	医療用具輸入に際しての相互認証の推進	<p>新医療用具を輸入する場合、米国で食品医薬品局(FDA)が使用や販売を承認したり、ヨーロッパでCEマークの認証を得たものであっても、日本国内での諸試験および手続きを経て輸入承認を得なければならない。輸入承認を得るには、半年~3年程度の期間がかかり、輸入医療用具のコストに跳ね返っている。</p> <p>FDA承認やCEマークを受けた医療用具については、日本での承認を大幅に簡略化すべきである。</p>	<p>現在のところ、わが国における医療用具の品質、有効性、安全性を確保するためには、他国で承認を取得したことをもって、医療用具の承認手続きを簡略化することはできないと考えている。</p> <p>しかし、申請者の負担を軽減し、保健医療上有用な医療用具を迅速に供給するため、わが国のガイドラインを満たすなど一定の条件を満たすものについては、外国で行われた試験データであっても承認申請資料として受け入れている。また、諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請がある場合には積極的に対応することとしている。</p> <p>[厚生省]</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		[東京商工会議所]	(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。
(2)	化粧品ラベル表示方法の変更及び化粧品規制制度改正の実施スケジュールの明確化	<p>(1) 化粧品のラベル表示方法の変更</p> <p>化粧品に関して薬事法による表示規制を改正し、既に許可を得た製造業者または輸入販売業者が、自社名のみ記載による販売を希望する販売業者のために製造または輸入する場合には、許可業者と販売業者が連名で事前に所管省庁に届け出ることにより、販売業者名に届け出に係る記号を併記すること、または、販売業者名に許可業者の許可番号を併記すること、等の方法により、製造物責任の所在を十分明確化したうえで、販売業者名のみ記載による販売も可能とすべきである。</p> <p>厚生省の対処方針には、「安全性情報の一元的な管理」のために「製品に製造（輸入販売）業者の名称等の記載を求めている」とあるが、実際には、販売業者と製造（輸入販売）業者の両方が表示されているケースも多く、その場合、製品の安全性や品質に問題があった際に、消費者が連絡を取るのはおおむね販売業者である。その理由は、その製品に関する事業責任会社として販売業者名が製造（輸入販売）業者名よりも大きく表示され、かつ電話番号も販売業者の番号が表示されるからである。すなわち現行制度の下でも、消費者からの安全性情報の、販売業者から製造（輸入販売）業者への伝達が、事実上行なわれているに過ぎず、法的に担保されているわけではない。</p> <p>従って、販売業者から製造（輸入販売）業者への市販後における副作用等に関する安全性情報の伝達を法的に義務づければ、販売業者の名称のみを記載した場合であっても、製造（輸入販売）業者による関連情報の管理が可能となる。消費者との関連では、多くの場合、製造物責任を第一義的に負うのは販売業者であるため、消費者が、販売業者と直接連絡できる体制を確保しておけば、問題はないと考えられる。</p>	<p>(1) 化粧品のラベル表示方法の変更</p> <p>化粧品は、人の身体に塗擦、散布等によって使用することを目的としたものであるため、保健衛生上の観点から、業として化粧品を製造又は輸入する際には薬事法に基づく許可を必要としている。</p> <p>また、薬事法上、化粧品において何らかの不具合が生じた場合、健康被害の拡大を防止し、製品の回収等の必要な安全対策を行うため、製造（輸入販売）業者は製造（輸入販売）したことに伴う義務として副作用報告義務、回収報告義務等を課している。</p> <p>これは、市販後における副作用等の安全性情報を一元的に管理するため、製品の内容・特性について熟知している製造（輸入販売）業者に課している。</p> <p>市販後の製品の安全性や品質上の問題は、消費者が実際に使用することで判明するケースが多く、問題が生じた際には消費者が直接責任者に連絡を取れる体制を取ってこそ、迅速な対応が可能なものである。そのためには製造物責任者を行政が把握するだけでなく、消費者にも明示する必要がある、製品には製造（輸入販売）業者の名称等の記載を求めている。</p> <p>したがって、許可を受けている業者の名称等を直接の容器に記載せず販売することは、保健衛生上の観点より困難である。</p> <p>なお、化粧品の直接の容器等に販売業者の名称のみを記載した場合、このような情報は販売業者のみが知り得る立場になるが、販売業者と製造（輸入販売）業者の間の情報伝達には法的な担保はなく、販売業者が得た情報が製造（輸入販売）業者に確実に伝わるとは限らない。</p> <p>しかしながら、米国商工会議所（ACCJ）、欧州ビジネス協議会（EBC）及び国内企業の代表からの要望を受けつつ、製造（輸入販売）業者が、より手間やコストを掛けずに許可が取得できるよう、薬事法上の許可を取得する際の試験設備、責任技術者の要件や許可業者間の委受託製造の範囲等について、その運用の在り方の見直しについて検討することとしており、平成12年度末までに実施を予定している化粧品規制の全面的な見直しとあわせて検討を行っているところである。</p> <p>(2) 化粧品規制制度改正の実施スケジュールの明確化</p> <p>平成10年度からの政府規制緩和推進計画に従い、平成12年度末までに実施予定である。具体的には、今年度末には新たな制度の案を示し、WTO 通報、パブリックコメントの聴取等を行った上で、関係法令等の改正を行い、一定の準備期間を設けた上で、平成12年度末までに新たな制度を実施することとしている。</p> <p>[厚生省]</p> <p>(備考) 問題提起者において検討中。</p> <p>(委員意見)</p> <p>本件については、委員から、「厚生省は安全性情報を一元的に管理する必要性を強調しているが、厚生省の管理下の製造業者がまとめて整理してくる情報のみ受け入れるのは行政の怠慢である。化粧品による被害を防ぐ必要は大いにあるが、消費者が実際に使用することで判明するケースが多いのが実態なのだから、製造物責任法（PL</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>また、上述の または 等の方法を取れば、製造責任者を行政サイドが把握することができる。</p> <p>食品に関しては、既に食品衛生法の下で、表示業者は販売業者のみで足りるとされているが、製造物責任が行政及び消費者の観点から支障をきたしている事例はない。</p> <p>(2) 化粧品規制制度改正の実実施スケジュールの明確化</p> <p>現在、厚生省において化粧品規制制度の改正作業がおこなわれているとのことだが、具体的な実施スケジュール及び手順が開示されていない。平成10年12月のOTO対策本部決定に基づき「実施スケジュール・手順を明確化した上で」改正作業を行うべきである。</p> <p>[経済団体連合会]</p>	<p>法)に基づく提訴を勧奨して、その事実に基づいて厚生省が対応する方が有効である。」等とする意見が出された。これに対し所管省は、「薬事法上、製造物の責任の所在を明らかにするため企業には一元的に情報を整理した上で、当局に報告を求めている。一方、化粧品の安全性に関して消費者や医療機関等から厚生省が直接得た情報があれば、適宜対応することとしている。化粧品は予見し得ない未知の副作用もあり得、このような副作用は基本的にはPL法上は免責されるが、薬事法では副作用の報告等を義務付けており、両法では法の目的が異なる。」等とする回答を行ったが、委員から「規制緩和を強力に進める一方で消費者の生活を守るのは、旧来の法律の墨守ではなく、独禁法とPL法の強力な運用と社会への浸透である。」等とする再意見が付された。</p>

3 工業関係等

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	毒劇物の輸入業登録の簡素化	<p>毒劇物の輸入業者が登録を受けた毒物または劇物以外の毒物または劇物を輸入しようとするときは、あらかじめ登録の変更を受けなければならないが、申請から登録までにおおよそ2ヶ月間を要する。</p> <p>品目によって必要な設備等が異なるわけではないので、品目毎に輸入業の登録を行なうのではなく、輸入業の登録申請で、別表記載全ての品目を輸入可能にするべきである。</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>保健衛生上の危害を防止するため、登録の際に毒物又は劇物の品目によって、貯蔵、保管等の基準の適合性を判断する必要があること、特定の品目について事件・事故が発生した場合等に、予め当該品目を製造・輸入している製造業者・輸入業者の所在地を把握しておく必要があることから、今後とも品目ごとの登録をすることとしている。</p> <p>毒物劇物製造業・輸入業の登録の際には、都道府県による申請書の形式審査、設備の実地調査、厚生省による登録品目の毒物劇物の該当性、設備等の審査等の業務があるため、事務処理期間は60日間必要であるが、申請順に極力速やかに処理されるよう努めてまいりたい。</p> <p>[厚生省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p> <p>(委員意見) 本件については委員から、「保健衛生上の危害防止の重要性は論を待たないが、本件のように形式的な規制ではなく、法律の目的を効率良く達成するための実効ある対策が重要である。」との意見が出された。</p>
(2)	化学物質審査手続の簡素化	<p>パソコンのプリンターやコピー機・ファックスのカートリッジを輸入するに際し、カートリッジ内のトナー、インクに入っている新規化学物質に対して化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律が適用され、厚生大臣及び通商産業大臣に届けなければならない。その手続において、ドキュメンテーションの作成が複雑である等手続が煩雑となっているので、手続の簡素化を図る</p>	<p>(1) 届出手続きの簡素化について</p> <p>[化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律] (以下、「化審法」という。)は、厚生省と通商産業省の共管となっている。そのため、化審法に係る新規化学物質の製造・輸入の届出は、厚生省、通商産業省の両省に対して行うこととされているが、その際に添付される試験報告書等についても、必要に応じ各様式の統一が図られている。しかしながら、審議会等での指摘事項等に対応するために提出する必要がある資料については、各々の指摘等に応じて、その内容も異なる場合が生じる。</p> <p>なお、化審法に基づく新規化学物質の届出、少量新</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>べきである。 [東京商工会議所]</p>	<p>規化学物質の届出については、届出手続きの簡素化を図るため、現在、電子媒体を用いた届出システムを構築しているところであり、平成12年度から電子媒体を用いた届出の受付を開始する予定である。</p> <p>(2) 化審法における「製品」について 化審法の規制は、いわゆる完成した「製品」に着目するのではなく、製品を構成する「化学物質」に着目して行っている。このため、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の運用について」(昭和62年3月24日 薬発第291号・62基局第171号 厚生省薬務局長・通商産業省基礎産業局長連名通知)の記(4)に示してあるとおり、固有の使用形状を有するものや、混合物のうち混合することによってのみ商品となるものであって原則として当該商品が最終用途に供されるようなもの(すなわち、一般消費者が使用するような形態となっているもの)は、「製品」として概念して扱っており、化審法第3条に基づく届出の対象外としている。</p> <p>したがって、新規化学物質が含まれるトナー、インクのカートリッジの輸入に当たっては、上記の「製品」に該当すれば化審法に基づく新規化学物質の事前届出が不要であり、該当しなければ化審法に基づく新規化学物質の輸入届出が必要となる。具体的には、カートリッジ内に封入され、かつ一般消費者が使用するような形態で一般消費者向けに供されるトナー、インクであれば化審法上「製品」として扱われ得るものの、トナー、インク、カートリッジといっても多種多様の取引形態が想定されるため、上記の「製品」に該当するかどうかを一律に判断することはできない。</p> <p>なお、化審法に基づき指定された第一種特定化学物質(PCB等9物質)又は第二種特定化学物質(トリクロロエチレン等23物質)が使用されている「製品」の輸入等に当たっては、化審法第13条等で別途規制がかけられることになる。</p> <p>[通商産業省、厚生省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(3)	電気用品に関する外国基準の受け入れ	<p>絶縁樹脂材料やリード線被覆材料で、UL、CSA等海外規格で承認されている耐熱温度が、電気用品取締法では認められない。このため、海外規格取得部品(材料)でも、新たに、耐熱温度の承認を受けないと輸入して国内での使用ができない。</p> <p>主な海外規格を取得した部品(材料)は同等の条件で日本国内でも使用できるようにすべきである。</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>米国では一般的にUL規格が、流通している製品、材料等に適用されているが、御指摘の絶縁物について材料メーカーがUL規格の材料規定にない材料等を採用しようとするとき、使用温度の上限値について、UL規格に従い評価を受けるため、ULによる認証を受けることが必要である。</p> <p>他方、我が国の電気用品取締法では、電気用品に使用される絶縁物については、簡易的に、絶縁物の種類毎に使用温度の限度値を規定しており、この限度値以下の温度のもとで使用される場合には、認証を受けることなく使用することが可能である。これはULによる認証の有無に関わらず適用されるものである。</p> <p>しかしながら個々の絶縁物について、これらに規定する上限値を超える範囲で使用する場合については、UL同様個々に認証を受けることが必要となる。したがって、御指摘の絶縁物等UL規格の認証を受けたものの使用温度が電気用品取締法で定める認証の不要な限度値を超える場合には、個々にUL同様その使用に当たって認証を受けることが必要となるもの。</p> <p>本件は、規格そのものの受入れではなく、規格に基づ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>き評価された材料の認証結果の受入れに関するものである。安全規制上の強制規格においては、事業者を規制する手段のない外国事業者に係るものを無認証で受け入れることは困難であり、CE マーク、UL マーク、電気用品取締法に基づく表示等、各国毎に制度が異なる現状においては、その受入れに当たっては個別に材料の認証は必要である。</p> <p>[通商産業省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(4)	ガス機器に関する外国基準の受け入れ	<p>外国の規格・基準(CE、AGA等)で合格となって輸入された業務用ガス機器に対し、日本ガス機器検査協会の認定を再度受けなければならない。これは二度手間、非効率である。</p> <p>日本ガス機器検査協会の規格、基準と外国のそれとの整合性を図り、外国の規格・基準を合格したものは検査を省略すべきである。</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>(1) 主として業務用で使用されるガス消費量の大きいガス機器に関しては、我が国では公的規制の対象とされていない。(財)日本ガス機器検査協会が実施している業務用ガス厨房機器検査制度は、民間の自主認証制度である。</p> <p>(2) なお、(財)日本ガス機器検査協会が同協会の自主規格、自主基準を外国の規格、基準と整合性を図り、外国の規格、基準に合格したもに対する検査を省略することは、以下の点から困難であると聞いている。</p> <p>ガス機器に関する検査機関の認証制度に関しては、検査員が材料、構造、性能について基準に適合しているかを確認する型式検査と検査員が製造現場にて基準に適合した機器が継続して生産可能かどうかを確認する工場調査があり、こうした認証システムは、我が国と、CE、AGA も同様である。</p> <p>しかしながら、各国毎に使用されるガスの種類、成分及び供給圧力等が異なるため、国際規格は存在せず、各国ごとに定められた規格、基準に基づき、各国独自の検査・認証が行われ、例えば、完全燃焼を確認する燃焼状態試験においては、日本とEU各国ではガス発熱量が大きく異なり、EU各国のガスで良好に燃焼したガス機器が日本のガスで良好に燃焼するとは限らず、また、USA では、燃焼確認は、ガス機器の状態を限界(消費量を25%アップ)にさせた状態で検査しており、日本のガスで良好に燃焼するとは限らない。さらに、ガス機器を設置した際に周辺の温度上昇を確認する温度上昇試験についても、ガス発熱量などの違いから、日本のガスを用いての試験は行われていない。</p> <p>[通商産業省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

4 運輸・交通関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	キャンピングカー等に関する車幅の上限の見直し及び特殊車両通行許可等のあり方の見直し	<p>(1) キャンピングカー等に関する車幅の上限の見直し</p> <p>我が国では、道路法及び道路運送車両法に基づき車幅は2.5mが最高限度となっている。しかしながら、米国製のキャンピングカー等(ナンバーの取得を前提としたもの)の車幅は、現在、上記上限を僅か数センチ程度超える(2,540mm～2,578mm)ものが大半となっており、上記上限が米国製キャン</p>	<p>(1) キャンピングカー等に関する車幅の上限の見直し</p> <p>道路の構造は、一定の諸元を有する車両(設計車両/車両幅は2.5m)を想定し、その車両が安全かつ円滑に通行できるように設計されている。車両制限令に規定される車両幅等の最高限度は、この設計車両の諸元を基に定められている。(車両幅の最高限度については、「道路交通に関する条約」に規定されている車両幅と同値である。)</p> <p>したがって、安全かつ円滑な車両の一般的な通行を確保しつつ、車両幅の最高限度を引き上げることにについては、道路の拡幅等の大規模な改築が必要となるため、現状においては措置困難である。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>ピングカー等を日本に輸入する際の大きな障壁となっている。</p> <p>一方、日本では、大型バス・トラック等は、車体外に取り付けられた後写鏡等を車体に設置すると幅が2.5mを超え、3m近くとなる場合であっても、後写鏡をとりはずした状態で2.5m以下であれば、道路運送車両の保安基準上は、上限以下との扱いになっている。このように実態上3m近くの車幅を有する大型バス・トラック等が車幅の上限を満たすとされているにもかかわらず、キャンピングカー等は僅か数センチであっても上限を超えるとされるのは不合理である。</p> <p>したがって、キャンピングカー等についても、その幅が2.5mを超える場合であっても、上述のような大型バス・トラック等の幅と同様に、安全上問題がなければ、日本の道路を何らの制限もなく通行させることができるような措置を講じるべきである。</p> <p>(2) 特殊車両通行許可等のあり方の見直し</p> <p>車幅が2.5mを超える場合は、特殊車両等とみなされ、特殊車両通行許可等が必要となるが、キャンピングカーは頻繁に使用するものではなく、国内普及台数も少ないこと、また、現在でも車幅2.5m近くのキャンピングカー保有者は事前に走行ルートの車幅の余裕等を十分に調査した上で走行していることから、キャンピングカー等については特殊車両通行許可等の際に、通行経路、通行時間に関しては利用者の自己責任にゆだねるべきである。</p> <p>[駐日米国大使館]</p>	<p>道路運送車両の保安基準における車両幅の規定の方法は米国国内法規と相違するものではない。車両制限令における車両幅の考え方も、積載貨物が車体からはみ出していない限り、上記省令の規定に準ずるものである。</p> <p>[建設省]</p> <p>自動車の車幅については、道路、橋梁、トンネル等の関係において、自動車の幅を制限しないと、他の交通に非常に大きな影響を与えることから、国内の道路事情を勘案し、通常何の制限もなく走行することができる自動車の車幅の限度を定めているものである。</p> <p>また、道路交通に関する条約の「国際交通の車両の寸法及び重量」に規定されている自動車の車幅の規定とも同寸法であり、車幅の規定の方法についても、米国国内法規と相違するものでもなく、日本国内の車幅の規定は、世界的に特異な規制ではないと考えている。</p> <p>したがって、現状においては、自動車の車幅要件を緩和することは困難である。</p> <p>なお、御指摘のとおり、後写鏡については、車幅寸法に含まれていないが、安全確保のため、他の交通等に接触した場合に折りたたまる等により、衝撃を吸収する構造とするよう義務付けられている。</p> <p>[運輸省]</p> <p>(2) 特殊車両通行許可等のあり方の見直し</p> <p>最高限度を超える車両であっても、道路管理者が車両構造又は積載貨物が特殊であるためやむを得ないと認める場合は、必要な条件を付して通行を許可することができる(道路法第47条の2第1項)が、車両幅2.5m超のキャンピングカーについては、車両構造の特殊性は認められないので上記許可の対象とすることはできず、通行することはできない。</p> <p>[建設省]</p> <p>分割が不可能な長大な物品等を運搬するために、自動車の構造上、基準を越す車幅が必要な自動車については、道路運送車両の保安基準の緩和認定を行っているところではあるが、これは、積載物品が大きいことや自動車の構造上やむを得ない場合に認定が可能なものであり、キャンピング車のように、日本国内の基準の範囲でも十分に対応が可能である自動車について、緩和認定を行うことは認められない。</p> <p>[運輸省]</p> <p>(備考)</p> <p>問題提起者において検討中。</p> <p>(委員意見)</p> <p>キャンピングカーの車幅に関し、委員から、「寸法超過について3、4年の猶予期間を与えてそれ以後は2,500ミリ以上は認めないとするなら問題提起者は納得するはずである。」との意見が出された。これに対し所管省は、「委員指摘の措置は、規制値を改正した時の経過措置として考えられる場合もあり得るが、本件規制値のように過去継続して施行され十分に周知されているものについて実施する理由はない。」等とする回答を行った。</p>

5 建設関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	<p>地方自治体発注の公共事業における経営事項審査の評点基準の改善</p>	<p>公共事業への入札参加資格のひとつである経営事項審査総合評点は、建設省の直轄工事においては原則として1,250点に設定されているが、地方自治体発注の公共事業においては2,000点あるいはそれ以上に設定されているケースがある。例えば、平成9年11月の埼玉県立スタジアムの入札公告では2,100点、平成10年6月の群馬県立美術館の入札公告では2,000点、平成11年5月の和歌山県立五稜病院再建築の入札公告では2,000点、平成11年7月の神戸ポートアイランド護岸工事の入札公告では2,000点、平成11年8月の川崎市消防局関係工事の入札公告では2,000点となっていた。この地方自治体が設定する点数は高すぎるため、事実上、外国企業の入札参加が排除されている。</p> <p>入札参加資格は契約履行能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されるべきであり、地方自治体においても建設省の直轄工事の場合と同じように原則として1,250点に設定されるよう周知すべきである。</p> <p>[駐日韓国大使館]</p>	<p>入札参加資格は、各地方公共団体において自主的に定めることができるものであり、国が一律に一定の水準にすることを求めることはできないものである。</p> <p>しかしながら、政府調達に関する協定は、都道府県及び指定都市にも適用されているところであり、協定において、「入札の手続への参加のためのいかなる条件も、供給者が当該入札に係る契約を履行する能力を有していることを確保する上で不可欠なものに限定されなければならない(協定第8条(b))」とされていることに鑑み、自治省は、建設省とともに、事業の内容等からみて過度に高い点数を設定することによっていたずらに競争参加者を絞り込むことのないよう、地方公共団体に対し通知により要請しているところである。</p> <p>なお、駐日韓国大使館からの問題提起内容においては、若干の事実誤認があるので、指摘すると以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 経営事項審査総合評点については、平成10年7月に制度改正があり、平成11年4月以降の建設省の直轄工事においては経営事項審査の評点(客観点数)の基準が原則として1,250点に設定されているが、それ以前においては、原則として1,500点に設定されていたこと。 平成11年7月の神戸ポートアイランド沖合護岸築造工事及び平成11年8月の川崎市消防局総合庁舎新築工事の当初の入札公告では、それぞれ2,000点ではなく1,500点に設定されていたこと。 したがって、建設省の直轄工事が原則として1,250点に設定してから、地方公共団体が2,000点以上に設定した例はないこと。 さらに、例示されている5事例においては、すべて各団体が政府調達協定との整合性等について慎重に再検討を行った上、点数を下方調整していること。 <p>[自治省]</p> <p>(備考)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p> <p>なお、所管省(自治省)は、建設省とともに、政府調達に関する協定が適用になる地方公共団体の公共工事の競争入札参加資格としての経営事項審査点数の適切な設定を図るため、平成12年2月16日付けで都道府県及び政令指定都市宛に通知を発出した。</p>
(2)	<p>建設工事における排他的な物品調達のは正</p>	<p>橋梁工事等の公共事業において、施工業者が施工管理上の不利益を恐れて輸入材の使用を忌避するケースが多く、また輸入材を使用する場合にも不要な強度試験を求めるなど、差別的な取り扱いが行なわれている。</p> <p>これらの行為は輸入品の使用を妨げているので、改善措置をとるべきである。</p> <p>[駐日韓国大使館]</p>	<p>(土木工事の場合)</p> <p>建設省の土木工事に使用する材料は、設計図書(図面、仕様書等)に品質規格を明示することとしている。また設計図書に明示していない場合には、中等の品質として、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとしている。</p> <p>従って、設計図書(図面等)において、特定メーカーの製品を指定するようなことはおこなっておらず、材料の品質規格・仕様等のみを明示する方法をとっている。</p> <p>なお、国内の規格と異なる海外資材を、国内の規格品と同等に扱うために、「海外建設資材品質審査・証明事業」を実施している((財)土木研究センター、(財)建材試験センター)。</p> <p>発注者は審査証明書により資材の品質・性能が国内と同等であることを確認し、当該資材を国内資材と同等に扱うこととしている。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>(建築工事の場合)</p> <p>建設省の営繕工事においては既に、国内の規格と異なる海外資機材についても、その品質性能が同等と認められる場合には、国内の規格品と同じ扱いとしている。</p> <p>なお、海外資機材の営繕工事における円滑な活用を図るためにも、国内で製造された建築材料・設備機材も含めた品質性能評価事業((社)公共建築協会による)を実施している。</p> <p>また、鉄骨工事においては、設計図書に特定鋼材メーカー名を指定する記述とはなっていない。</p> <p style="text-align: right;">[建設省]</p> <p>文部省においては、問題提起内容にある差別的な取り扱いを行なっている事実はないと承知している。</p> <p>なお、今後とも政府調達協定等を遵守し、透明性・客観性及び競争性のある発注を行っていききたい。</p> <p style="text-align: right;">[文部省]</p> <p>問題提起内容は、建設工事施工業者の物品調達の問題であるが、施工業者の指導監督等は自治省の所管するところではない。</p> <p style="text-align: right;">[自治省]</p> <p>運輸省の工事に使用する材料は、設計図書(図面、仕様書等)に品質規格を明示することとしている、また設計図書に明示していない場合には、中等の品質として、JIS規格に適合したもの又は、これと同等以上の品質を有するものとしている。</p> <p>従って、設計図書(図面、仕様書等)において、特定メーカーの製品を指定するようなことはおこなっておらず、材料の品質規格・仕様等のみを明示する方法をとっている。</p> <p style="text-align: right;">[運輸省]</p> <p>(備考)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(3)	輸入建材の検査での海外検査データの活用	<p>海外の建材を輸入する際には、海外の規格の認証を得た製品であっても改めて国内の検査が必要となり、その検査に100万円以上の費用がかかる。</p> <p>建材の検査にあたっては、原産国の検査データを活用するなど、簡略化をすべきである。</p> <p style="text-align: right;">[東京商工会議所]</p>	<p>平成10年建築基準法改正により、一定の基準に適合すると建設大臣に認証された部材等を製造する外国製造者の認証及び外国製造者の認証を行う外国機関の指定ができることとしたところである。また建設大臣の承認を受けた海外の評価機関において、建築基準法令に規定する性能に関して、一定の基準に適合するものとして技術的評価を受けることができることとしたところである。</p> <p>なお、現在、カナダの試験機関(ULC)及びオーストラリアの試験機関(CSIRO)の指定が行われている。</p> <p style="text-align: right;">[建設省]</p> <p>(備考)</p> <p>問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(4)	外国規格の不燃材の規制緩和	<p>不燃材については、建設大臣認定品または建設省告示1828号に適合した不燃材を使用することが必要な場合があるが、認定や適合性の証明にあたっては、米国及び欧州等の外国規格に合格した製品はそのまま認めるように規制を緩和すべきである。</p> <p style="text-align: right;">[東京商工会議所]</p>	<p>不燃材の認定については、法令で限定された使用基準に適合しない建築材料の性能が、法令で求める性能を有しているかどうかという判断が必要であり、外国の規格に合格した製品であっても法令に規定された性能基準に適合しているかどうかを判定する必要がある。</p> <p>なお、平成10年建築基準法改正により、建設大臣の承認を受けた海外の評価機関において、建築基準法令に規定する性能に関して、一定の基準に適合するものとして技術的評価を受けることができることとしたところである。</p> <p style="text-align: right;">[建設省]</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(5)	<p>建築分野における相互認証制度の速やかな導入並びに建築資材等の性能基準・性能試験方法に関する国際調和化の推進</p>	<p>建築資材や建築方法等に関する外国検査機関、評価団体の認証を積極的に受け入れてほしいという内外の要請に対応して、建設省と外国関係機関との間で相互認証制度の導入を目指した協議がおこなわれているが、未だほとんど実現していない。速やかな導入を図るべきである。</p> <p>また、この問題に関連して、建築資材等の性能基準・性能試験方法について国際的に整合性を図ることが必要であり、ISO（国際標準化機構）での作業等を踏まえ、早期に国際調和化を進めるべきである。</p> <p>[日米商工会議所協力会議]</p>	<p>平成10年建築基準法改正により、一定の基準に適合すると建設大臣に認証された部材等を製造する外国製造者の認証及び外国製造者の認証を行う外国機関の指定ができるとしたところである。また建設大臣の承認を受けた海外の評価機関において、建築基準法令に規定する性能に関して、一定の基準に適合するものとして技術的評価を受けることができることとしたところである。</p> <p>また、建築資材等の性能試験方法の国際調和化については、来年6月の建築基準法政省令公布に向け検討中である。</p> <p>[建設省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(6)	<p>建築基準法の性能規定施行スケジュールの明示及び政令等制定の透明化</p>	<p>平成10年6月の通常国会で建築基準法が改正され、性能規定（一定の性能を満たせば多様な材料、設備、構造方法を採用できる方式）が平成12年6月12日までに施行されることとなった。今改正は規制緩和の方向に沿った大幅な見直しであり、その適正な運用と実効性が大いに期待されるところであるが、施行令や施行規則の制定、告示にいたるまでのスケジュールが明らかにされておらず、またその内容の多くが不明である。日本のみならず、諸外国の関係業界・機関が注視している問題であるとともに、与える影響も大きいので、細心の配慮をもって円滑な実施を図ることが必要である。施行スケジュールを明示するとともに政令等制定を透明化すべきである。</p> <p>[日米商工会議所協力会議]</p>	<p>政令等の内容については、平成11年3月23日に閣議決定された「規制の設定または改廃に係る意見提出手続き」（いわゆるパブリックコメント手続き）を踏まえて、案の段階で適時適切に公表する予定である。</p> <p>[建設省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p> <p>なお、所管省は、平成12年2月15日から3月14日にかけて、施行令改正原案を公表し、パブリックコメント手続きを実施した。特に概要については英語にても行った。</p>
(7)	<p>地方公共団体が建築基準法に基づいて制定する条例の限定化及び関係情報の公開</p>	<p>建築基準法では建築物の敷地などに対して最低必要限度の基準を定め、全国一律に運用するものとしているが、地方の実情によって法の目的が達成されない場合は、地方自治体の条例によって制定しうる部分を設けている。</p> <p>もとより地方自治の原則は尊重されるべきであるが、地方の独自性を主張するあまり、法の趣旨並びに法運用の一貫性、均質性を損なうような内容の条例が制定されるようなことがあれば、企業に無用の混乱を招くだけである。したがって条例の制定は真に合理的理由と明確な趣旨に基づく場合に限定すべきである。</p>	<p>地方の気候・風土の特殊性、多様なまちづくりに対するニーズ等に的確に応えるためには、各地方公共団体が条例を活用することは不可欠。建築基準法に基づく条例による制限については、法律での根拠が明らかにされており、さらに、必要な場合には政令・通達等により制限内容や対象となる建築物等に関する基準を明確化しているところである。また、建築基準法の授権の範囲内で地方議会の議を経て民主的な手続きにより制定されていることから、条例の制定の必要性や趣旨は当然明確にされているものと考えられる。</p> <p>なお、条例に関する情報公開については、本年5月に公布された行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)によるほか、各地方公共団体ごとの取り組みによるものと考えられる。</p> <p>[建設省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>また、条例を制定した場合は、その趣旨、内容、手続き等について情報を公開し、例えばガイダンスやインターネットによって必要な者は誰でも情報を得られるようにすべきである。</p> <p>なお、条例や細則における用語についても、地方毎あるいは担当者によって解釈に違いが生じないように、統一化、明確化を図るべきである。</p> <p>[日米商工会議所協力会議]</p>	

7 輸入手続関係

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	韓国の特殊車両の一時的な通関	<p>1967年の日韓閣僚会談において、船舶による車両等の一時的な輸出入を認める合意がなされたことを受け、韓国は1970年、「船便で車両等の一時輸出入を行う車両通関に関する告示」(関税庁告示第98-56号)を制定し、日本人旅行者の乗用車及び活魚運搬車、冷蔵車、冷凍車等特殊車両の韓国内への一時的な輸入通関を認めてきた。一方、日本は、韓国人旅行者の乗用車については、日本への一時的な輸入通関を認めているものの、活魚運搬車、冷蔵車、冷凍車等特殊車両については日本への一時的な輸入通関を認めていない。このため、韓国から活魚又は冷凍・冷蔵の農・水・畜産物を日本に輸出する際に韓国の車両を用いて運搬することができず、韓国の輸出業者にとっては不便さを招くと共に輸出費用の増加にも繋がっている。</p> <p>輸送物流コストの節減及び輸送期間の短縮を図るために、日本政府は、上記日韓閣僚会談における合意及び二国間における相互主義の原則に基づき、韓国の上記特殊車両についても、日本への一時的な輸入通関を認めるべきである。</p> <p>[駐日韓国大使館]</p>	<p>(1) 関釜フェリーを利用して韓国からの旅客が携帯のうえ一時輸入する自家用自動車については、1970年に日韓税関当局間で通関手続を簡易なものとするのが合意され、1971年に関税定率法第17条第1項第10号(再輸出免税)に該当する自家用乗用車の通関手続について、輸出入申告書を統合する等簡易化した。</p> <p>(注) 関税定率法第17条第1項第10号では、本邦に住所を移転するため以外の目的で本邦に入国する者がその個人的な使用に供するためその入国の際に携帯して輸入し、又は別送して輸入する自動車等で、その輸入の許可の日から1年以内に輸出されるものについて関税を免除する旨規定。</p> <p>なお、自動車に係る関税は現在無税となっており、また、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(以下「輸徴法」という。)第13条第1項第4号により、関税定率法第17条第1項第10号に該当するものについては、消費税が免除される。</p> <p>(2) 韓国からの活魚運搬車、冷蔵車、冷凍車等特殊車両については、関税定率法第17条第1項第10号に該当しないものの、今後、他の類似規定の適用及び輸出入手続の簡素化について検討することとした。</p> <p>[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(2)	阪神地域の港のとん税納付の統合化	<p>京浜地域においては、東京都および神奈川県にある同地域の各港が京浜港として開港に定められているため、いずれかの港でとん税を納付すれば京浜地域における各港の施設が利用できる一方、阪神地域においては、大阪府及び兵庫県にある各港が互いに近距離にあるにもかかわらず別の開港と定められているため、各港を利用するごとに個別にとん税を納付しなければならないこととなっている。</p> <p>このため、関西の物流の重要な拠点である阪神地域の港を利用する船</p>	<p>(1) とん税及び特別とん税(以下、「とん税等」)は、外国貿易船の開港への入港に際し、船舶の純とん数を課税標準として課すものであり、開港は貨物の輸出及び輸入並びに外国貿易船の入港及び出港その他の事情を勘案して定めることとされている。また、開港の港域については、法令により港の区域が異なることは港湾利用者にとって分かりづらいことから、関税法上、全国の港の区域を統一的に規定している港則法に基づく港の区域によることとしたものであり、港則法に基づく港の区域外に恒常的に外国貿易船の入港が見込まれる区域がある場合や港則法に基づく区域内に外国貿易船の入港が見込まれない区域がある場合など特別な事情がある場合に限り、例外的に港則法に基づく港の区域と異なる開港の港</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>船会社は、関東の物流の拠点である京浜地域の港を利用する船舶会社に比べ、経費負担が過大となっており、関東より不利な取扱となっている（ある民間業者の試算では5,300TEU本船1隻についての年間の過大負担額は425万円）。</p> <p>したがって、京浜地域と同様に阪神地域においても、とん税の納付を統合化し、阪神地域のいずれかの港でとん税を納付すれば、同地域における各港の施設が利用できるようにすべきである。</p> <p>[駐日韓国大使館]</p>	<p>域を定めている。</p> <p>(2) 阪神地域の港を一つの開港としてとん税等の納付を統合化することについては、港則法に基づく港の区域と異なる開港の港域を定めるに足る特別の理由もなく、他の地域における取扱いとの公平性等を勘案した場合、単に近接していることのみをもって、阪神地域の港を一つの開港として統合することは困難である。</p> <p>[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(3)	自家消費用毒劇物の輸入手続の簡素化	<p>自家消費用の毒劇物を輸入する場合、通関の際に税関に薬監証明書を持参しなければならない。薬監証明書の取得には、多くの書類が必要で、さらに申請から許可取得までに3~4日間かかるため輸入手続が遅れる。</p> <p>提出書類を削減するとともに、許可までの期間を短縮すべきである。</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>毒物及び劇物取締法は、販売・授与を目的として輸入する場合には輸入業者として登録を必要としているが、自家消費用として毒物及び劇物を輸入する場合は輸入業者としての登録を必要としていない。</p> <p>しかし、輸入された毒物及び劇物が、販売・授与の目的ではなく、自家消費の目的であることを確認するために薬監証明の取得を必要としているところである。</p> <p>薬監証明取得の際の必要書類については、毒物及び劇物がその使用方法によっては人に対する危害の可能性の高いものであるために、その使用方法等が適切に行われているかを確認するための使用説明書を必要書類の一つとしているものであり、それ以外の書類についても輸入業者の許可を必要としないものであることを確認するための必要最低限の書類となっているため、必要書類の削減はできないと考えている。</p> <p>なお、薬監証明の発給に関しては、厚生省に持参してきた場合、内容を確認後その場で発給している。また、郵送で申請された場合も即日処理している。</p> <p>[厚生省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(4)	玩具の輸入	<p>厚生大臣の指定する玩具を輸入する際、検査を受けなければならないが、米国のASTMやCEに準拠している製品に関しては、この検査を免除すべきである。</p> <p>また、継続的に輸入しているにもかかわらず、税関でランダム検査が行なわれ、通関に手間取ることがある。税番を決定するために輸入した現品の提示を求めているようだが、輸出国で申告された税番を使用すればそのような検査は不要となるはずである。国によって品目の分類基準が異なっているのであれば、国際的に統一し、輸出国で申告された税番をそのまま適用すべきである。</p> <p>[東京商工会議所]</p>	<p>玩具の輸入に当たっては、食品衛生法に定められた規格基準に適合しているかを確認しているが、その規制は国際的にも特段厳しいものではないと考えている。ASTMやCEに準拠している製品であることをもって輸入検査を免除することは難しいが、今後国際的な基準の策定も見据え、情報交換等を行っていくことが必要であると考えている。</p> <p>なお、海外での検査結果の活用については、あらかじめ輸出国政府より厚生省に登録された公的検査機関で輸出前に検査を行い、輸入時に検査成績書が提示され、検査成績が食品衛生法に適合している場合には、輸入時の検査を省略する輸出国公的検査機関制度が昭和57年3月より導入されており、平成11年9月14日現在52カ国2,513機関が登録されている。さらに、平成6年12月より、器具、容器包装及びおもちゃのうち、その材質、使用する着色料及び製法等が同一であるものについては、初回の検査成績書の写しの添付により、無期限で輸入時の検査を省略しているところである。</p> <p>[厚生省]</p> <p>関税法第67条（輸出又は輸入の許可）は、貨物を</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>輸入する者は税関長に申告し、必要な検査を受け、許可を受けなければならない旨規定されており、税関は必要に応じて検査をしている。ただし、すべての貨物について検査することは困難であるので、貨物によっては書類審査等となる場合もある。</p> <p>継続的に輸入しているものについても、その申告内容（品物、数量等）が適正かどうか、また、けん銃や麻薬等の社会悪物品がないかどうか検査する必要がある場合もあり、検査を一律に省略することは困難である。</p> <p>また、輸出国で申告された税番を我が国で適用することについては、HS条約加盟国からの輸出であれば、日本で使用する9桁の番号のうち、上6桁までは共通であるので、日本でそのまま使用できる。しかしながら、下3桁は我が国独自のコードとなっているので、輸出国のコードをそのまま輸入に使用できない場合もある。</p> <p style="text-align: right;">[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(5)	<p>輸入品の通関時における消費税納税申告制度の見直し</p>	<p>米国では輸入時に関税以外の課税はないが、我が国では輸入通関時に関税のない商品についても消費税を納付している。また、輸入事後調査も、消費税導入前は関税課税品に主眼を置いていたが、導入後は全品目が対象となり、事務量の増大に繋がっている。</p> <p>一方、関税については延納制度等通関時の納付の免除を認める制度が存在する。また、法人による消費税の納付は3か月に1度確定申告により行われているが、法人の消費税は仕入控除を行って計算するので、通関時に納付する場合と比べて税額に影響はない。</p> <p>したがって、消費税についても関税と同様に、通関時の納付を免除することを認め、これにより関税のない商品の評価申告が不要となることで、通関作業の簡略化を図るべきである。</p> <p style="text-align: right;">[東京商工会議所]</p>	<p>(1) 輸入品に係る消費税については、次の理由から輸入時点で課税し、その都度申告・納付することとしているものであり、国内取引の場合のように一定期間分をまとめて申告・納付する制度を設けることは困難である。</p> <p>事業者が輸入する場合、輸入段階で消費税を課さないこととすると、国産品は税込価格で仕入れるのに対し、輸入品は税抜価格で仕入れることができることとなり、経済取引に対する中立性が阻害される。</p> <p>輸入品に係る納税義務者は、課税事業者のみではなく免税事業者や個人も含まれていることから、輸入時点で課税しなければ課税の機会を失うこととなる。</p> <p>また、輸入者が国内取引の課税事業者であっても、非課税売上げに対応する輸入品に係る消費税額は仕入税額控除できないので、輸入時に適正に課税する必要がある。</p> <p>物品を輸入する際には、輸入者は関税が無税の場合も含め、必ず税関長に輸入申告を行い輸入許可を受けなければならないことから、輸入品に係る消費税等の内国消費税についても、輸入手続の一環として課税し、かつ通関時に関税と併せて納税手続きを完了させることが最も効率的かつ合理的である。</p> <p>諸外国においても、我が国と同様、輸入の時点で課税関係を完了させる制度が採られている。</p> <p>なお、輸入品に係る消費税の納付については、納期限延長(3か月以内)が認められているほか、NACCSの導入など電算化の推進により通関事務の迅速化を図るなど、納税者の利便にも配慮しているところである。</p> <p>(2) また、貨物を輸入しようとする者は輸入(納税)申告を行わなければならないこととしているのは、貨物の輸入という行為もしくは事実によって課税物件を確定し、関税・消費税等の収入を確保するために、その申告時に輸入手続の一環として課税し、関税と併せて消費税を徴収することとしているもので</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>あり、関税無税品のみ申告（評価）時期を遅らせるのは不合理・不相当と考える。</p> <p>なお、関税無税品についても正しい関税評価を行わなければならないことは当然であるが、輸入者の事務負担を軽減する観点から関税無税品に係る評価申告書の提出は要しないこととしている。（関税法基本通達7-10(1)）</p> <p>(3) 税関においては、輸入品に係る消費税について、申告秩序の維持を図り、適正・公平な課税を実現するため、輸入許可後の調査（事後調査）において帳簿書類等により申告価格等の適否を確認し、不適切な申告についてはこれを是正することにより制度の適正な執行を図っているところである。</p> <p>平成7年3月OT0対策本部決定において「事後調査において申告者に求める書類については、今後とも必要不可欠なものに限るとの方針で対処する」との対処方針が示されたものであるが、調査の対象となる書類等が電子データで保存されている場合には、改めてすべての書類等の紙への出力を求めることなく、その電子データを検索し確認するなどしており、納税者の負担軽減に配慮した対応を行っている。</p> <p style="text-align: right;">[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(6)	<p>無償提供した金型を用いて生産した貨物の輸入通関時の消費税免除</p>	<p>国内の得意先に売却した金型を預り、それを海外へ無償出荷して生産されたものを輸入する場合、金型の価値分も課税価格に含まなければならない。その場合、国内で一度金型の消費税が発生しているにもかかわらず、二度にわたって課税対象となり、制度として不合理である。</p> <p>以上のような場合、国内で1度消費税を支払っているのに、輸入の際は消費税を免除すべきである。</p> <p style="text-align: right;">[東京商工会議所]</p>	<p>輸入品に係る消費税の課税標準は、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 従価税である消費税の納税義務の発生は、輸入品については保税地域からの引取時であることを考慮すれば、輸入品の引取時の価格（時価）を課税標準とすることが適当であること、 ・ また、この価格は、輸入品が国内に入るときの価格であり、国内取引価格とバランスのとれた価格にもなっていること、 <p>を踏まえ、関税の課税価格を基礎として算出することとしており、付加価値税を採用する主要国においても同様の算出方法がとられている。</p> <p>また、関税の課税価格の算出方法は、関税定率法第4条から第4条の4において規定されており、これは国際的な取決めである「1994年関税及び貿易に関する一般協定第7条の実施に関する協定（関税評価協定）」を準拠したものである。</p> <p>すなわち、本件のように、無償で提供された金型を使用して製造された商品を輸入する場合には、関税定率法第4条第1項第3号口の規定により、当該金型の費用を加算して課税価格を算出することとされている。なぜなら、この場合は、売手が金型を購入して輸入貨物を製造した場合に比べて、金型費用が安価となっているために通常の（無償提供しなかった場合の）価格とするものであり、関税はこの課税価格を課税標準として課されることから、その課税価格に関税を加えたものが取引時の価格（時価）となり、これを課税標準として消費税を課すことは、合理的であると考えられる。</p> <p>なお、消費一般に負担を求める消費税は、取引の各段階における事業者の売上げに対して課税されるが、税の累積が生じないように前段階（仕入れ先及び輸入時）で課された税額を控除する方式（仕入税額控除制度）が採用されているため、複数の取引段階にわたっ</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
			<p>て課税されても、仕入税額控除の仕組みを通じ、事業者には負担を求めない、中立的な税制になっている。</p> <p>具体的には、事業者は、課税期間（個人は暦年、法人は事業年度）中の売上げに対して課税された消費税額から、その売上げに要した仕入れに係る消費税額（輸入時を含む。）を控除し、その差額を税務当局に納税すればよいこととなっている（売上げに対する消費税額よりも仕入れに係る消費税額が超過する場合には還付される。）。このことから、本件のように輸入時に商品に課税された消費税は、加算評価により課税標準に含まれた金型価値に係る分を含め、仕入税額控除することにより、本件輸入者の負担となるものではない。</p> <p style="text-align: right;">[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(7)	<p>特恵関税の運用の改善</p>	<p>特恵関税率が適用される毎年度の数量枠には限度があるため、年度末に近い時期には数量枠が満了して商品によっては特恵関税が適用されないケースも多い。具体的には、パーティクルボードなどの建築用の内装・仕上げ材であるが、建設業においては年度末が工期末となることが多く、こうした建材の需要は工期末に近い時期に多く発生する一方、年度末の時期には特恵関税が適用される毎年度の数量枠が満了して特恵関税が適用されない。</p> <p>こうした建築用の建材については、特恵関税の数量枠が年度末においても残存するよう、枠の運用方法を改善すべきである。</p> <p style="text-align: right;">[東京商工会議所]</p>	<p>建築用の建材については、特恵関税の数量枠（建材に関しては限度額を指しているものと思われる。）が年度末においても残存するよう枠の運用方法を改善すべきであるとの問題提起内容であることから、年度途中で特恵税率の適用を受けることができなくなる日別又は月別管理品目であると予想される。これらの品目は、年度末においてもその年度における輸入額が限度額を超えていなければ特恵税率を適用することはできること及び限度額を超えても一定期間は特恵税率を適用した輸入申告等が可能であるとのメリットがある。</p> <p>問題提起のように年度末においても枠が残存する（限度額を超えない）運用方式としては、事前割当方式があり、これは、割当てを受けた者がその限度額の範囲内で計画的に特恵税率の適用を受けて輸入することができることとなる。しかしながら、本方式は、年度中における特恵税率の適用額の累計が限度額を超えることはありえないことから、年度を通じての特恵税率の適用額は、日別又は月別管理方式をとる場合に比し、結果として少ないものになってしまうこととなる。</p> <p>また、事前割当方式は、構造改善に関する事業を推進している本邦の産業において生産される物品と同種の物品で特恵税率を適用することにより当該産業の構造改善に関する事業等に支障を及ぼすおそれがあるものに限定してその対象としているものである。</p> <p>以上のことから、現状の日別又は月別管理方式が輸入者にとっては有利なものであると考えられる。</p> <p>なお、本問題提起においては特に言及されていないが、限度額を拡大又は撤廃するとした場合には、物資所管官庁との調整が必要である。</p> <p style="text-align: right;">[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(8)	<p>臨時開庁時間に関する基準の明確化及び時間外手数料の廃止</p>	<p>臨時開庁の申請には別途手数料が必要だが、その時間の基準が、受付時なのか、書類審査終了時なのか、担当によりまちまちであるため、臨時開庁となる基準を明確にしてほしい。</p> <p>また、臨時開庁の業務内容は、通</p>	<p>(1) 行政機関の休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外において、税関の臨時的執務を求めようとする者は、その事務の種類、時間及び事由を記載した申請書を税関長に提出し、その承認を受けることとし、税関長は税関の事務の執行上支障がないと認めるときは、この承認をすることとしている（関税法第98条、関税法施行令第87条）。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		<p>常業務と同じであることから、時間外手数料自体を廃止すべきである。 [東京商工会議所]</p>	<p>また、臨時開庁の承認を受ける者は、税関が臨時に執務する時間の手数料（臨時開庁についての承認手数料）を納付しなければならないこととしている（関税法第100条）。</p> <p>なお、臨時開庁の承認手数料については、執務時間外において税関職員が執務する時間1時間までごとに定められている（税関関係手数料令第2条）。</p> <p>従って、臨時開庁の時間は、臨時開庁を求める業務の開始から終了までの時間であり、その基準はすでに明確になっているものである。</p> <p>(2) 臨時開庁制度は、税関の執務時間外における臨時の執務の求めがあった場合に、これを行うものとし、もって輸出入業者の利便に資そうとするものであることから、執務することに伴い発生する行政コストを勘案した手数料負担を受益者たる申請者に求めているものである。したがって、これを廃止することはできない。</p> <p>[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(9)	<p>通関統計作成のための資料の簡素化</p>	<p>税関では、通関統計作成のため、通関時において、インボイスに表示された商品の種類を更に細かく分類した個別品目別の価格を記載した資料を要求される。例えば、インボイスに肉の塊として表示された単位価格(Unit Price)を、ロース、フィレ等肉の種類ごとに更に細かく分類して記載した資料を別途提出しなければならない、この作業が非常に煩わしいものとなっている。</p> <p>通関統計作成のために細かい分類での個別価格の提示を輸入者に求める取扱を、簡素化すべきである。 [大阪商工会議所]</p>	<p>(1) 通関統計は、関税法第102条及び経済統計に関する国際条約に基づき作成、公表しているものであり、我が国経済の状況等を示す主要な指標の一つとして内外に広く利用されており、非常に重要なものである。</p> <p>(2) また、統計細分については、国内の産業の保護等の観点から、</p> <p>イ．品目の種類に応じ関税率が異なることとなる場合、又は、</p> <p>ロ．その輸入動向を把握する必要がある場合に設定しているものである。</p> <p>ロについては、品目の種類により現在の関税率が同じ品目であっても、その輸入動向を把握する必要があり、例えば、インボイスに「ミート」と表示されているだけでは、品目ごとの分類や価格の決定ができないことから、インボイス以外に分類や価格を決定するための書類を求めているものである。</p> <p>(3) なお、輸入通関の際の書類の提出については、輸入者等の負担を十分勘案し、通関審査の際に重要な事項を確認する上で必要不可欠なものに限ることとしており、従来から提出書類の簡素合理化を図ってきたところであり、今後とも、インボイスにより分類等重要な事項を決定できない場合など必要最小限の書類に限定していくこととしている。</p> <p>[大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(10)	<p>チルド商品の通関前検品</p>	<p>チルド商品は、商品の性質上鮮度の確保・維持が極めて重要であり、商品到着後の検品が不可欠であるが、現行では通関後でない検品ができないため、通関後から商品流通までの間に検品のための一定の時間を要することとなっている。</p> <p>このため、チルド商品については、通関後に即時商品の流通ができるよう、通関前に港頭冷蔵倉庫（保税上屋）において検品を行うことを認め</p>	<p>輸入通関前における外国貨物の取扱いに関しては、関税法第40条第1項の規定により外国貨物が蔵置されている指定保税地域又は保税蔵置場（以下「指定保税地域等」という。）において、当該貨物の内容の点検又は改装、仕分けその他の手入れを行うことができることとされている。また、同条第2項の規定により税関長の許可を受けることによって見本の展示、簡単な加工その他これらに類する行為を行うことができることとなっている。したがって、関税法上、通常の検品であれば、通関前であっても可能である。</p> <p>[大蔵省]</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(11)	税番及び税率の統一	<p>るべきである。 [大阪商工会議所]</p> <p>新規商品に関し、税関において税番・税率が決定されるが、同一商品について別の税関では、異なる税番・税率が適用されることがある。新規商品の税番・税率が、ある税関において確定された場合、全国どここの税関でも同じ税番・税率にて申告できるよう統一を図るべきである。 [大阪商工会議所]</p>	<p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p> <p>我が国の関税率表は、「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（HS条約）」に基づいており、その解釈については「関税率表解説」及び「関税分類例規」（これには日本国内における分類基準も含む。）により公開している。</p> <p>事前教示制度（輸入者その他の関係者が、税関に対し輸入を予定している貨物の関税率表適用上の区分（税番）、関税率等について照会を行い、その回答を受けることができる制度（関税法第7条第3項）によって、利用者各位の利便を図っている。</p> <p>更に、全国的な分類の統一を図るために「分類センター」を設置するとともに、分類情報検索システムの導入によって、輸入貨物の分類事例を、画像情報として各税関において閲覧可能となっている。</p> <p>このように従来から税番・税率の統一・透明化のために努めてきたところではあるが、新規商品については、事前教示制度の活用が有効であると考えられるので、活用されたい。 [大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(12)	事前教示の回答の迅速化	<p>税関に対し事前教示の申請を行った場合、最終判断としての東京本関の確認が必要なため、当該税関から回答を得るまでに現在約1か月程度を要している。</p> <p>回答まで2週間以内程度を目途に、事前教示を迅速化すべきである。 [大阪商工会議所]</p>	<p>事前教示の回答は、標準処理期間（10日間）を設け、それ以内に処理するよう努めており、早いものはその期間を待たずに回答している。ただし、分類困難なものについては、東京税関にある分類センターと協議した後、回答する場合もあり、当該処理が10日を超える場合には、その旨輸入者等に通知することとしている。 [大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>
(13)	輸入通関時の関税暫定措置法第8条適用手続の簡素化	<p>関税暫定措置法第8条に基づく加工再輸入品の関税減免の制度に関しては、輸出通関から輸入通関に至る一連の手続において、必要書類の作成、添付書類の取り揃え、税関における審査等の手間と時間が甚大である。</p> <p>例えば、同制度を利用することを前提に、生地を輸出して加工し、衣類に製品化して再輸入する場合、生地輸出手続は「概算用尺」×「着数」で認められているが、製品輸入手続は「各サイズごとの用尺」×「各サイズごとの着数」で使用した生地量を算出し、輸出した生地数量と比較され、その差が多ければ海外の縫製工場の加工証明書を税関は要求する。</p> <p>しかし、こうした加工証明書を海外（特に中国）から取り寄せるには手間と時間がかかり、その間商品は港の倉庫で滞貨することとなる。</p> <p>このため、製品輸入手続時の当該算出にあたっては、「製品1着当りの平均用尺」×「総輸入着数」で使</p>	<p>(1) 制度の概要 本制度は、わが国から輸出された貨物を原材料として加工又は組立てをした製品が、原則として輸出の日から1年以内に輸入される場合、その製品に課される関税のうち、輸出された原材料の関税相当部分を軽減するものである。</p> <p>(2) 輸入手続 本制度の適用を受ける場合において、原材料を輸出する際には、輸出原材料の実輸出数量等について税関の確認を受ければよく、用尺等により予定使用生地数量を算出することは要しない取扱いとしている。</p> <p>また、製品輸入時の減税額計算においては、輸入者の負担を考慮して、同一スタイルでサイズにより用尺が異なる場合には、平均用尺に製品の輸入数量を乗じて行うこととしており、サイズ別に計算することは要しない取扱いとしている。 [大蔵省]</p> <p>(備考) 問題提起者は当面この対処方針で了解。</p>

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
		用生地量を算出することを認め、手続の簡素化を図るべきである。 [大阪商工会議所]	

8 その他

番号	案件名	問題提起内容	所管省庁における対処方針
(1)	グルタルアルデヒドの変異原性確認試験方法の国際的整合化	<p>病院における消毒薬等として使用されるグルタルアルデヒド（以下「GA」という。）が、平成10年10月に、労働安全衛生法上、「強度の変異原性が認められた既存化学物質」とされたが、その試験方法は、in vitro 試験結果のみによる判定と推測される。</p> <p>一方、欧米諸国におけるGAの変異原性を確認する試験については、in vitro 試験のみにより変異原性ありとは結論づけておらず、in vivo 試験と in vitro 試験の双方による総合判断を行い、その結果、変異原性については問題なしとされている。</p> <p>したがって、我が国も、GAの変異原性については、試験方法の国際的整合化の観点から、諸外国の試験結果を受け入れ、問題なしとすべき。</p> <p>(注) in vitro 試験：培養細胞に検体である化学物質を加えて培養し、染色体異常を調べる方法。 in vivo 試験：ラットなどの生体内に検体である化学物質を投与し、細胞で染色体異常を調べる方法。 [駐日米国大使館]</p>	<p>労働省が行う有害性の調査制度は、がん原性に着目したものであり、労働安全衛生法第57条の4に基づいて行われている微生物を用いる変異原性試験（生体外（in vitro））と培養細胞を用いる染色体異常試験（in vitro）の2種類の試験は、がん原性の疑いのある物質を洗い出す（スクリーニング）ために行っているものである。この2つの有害性の調査の結果評価は、「変異原性」の有無として評価している。</p> <p>この結果、変異原性があると評価された物質については、労働者の健康障害を予防するという見地から労働省労働基準局長通達で当該物質を周知するとともに、製造・取扱いの方法について指導を行うこととされているものであり、既に100以上の物質についてこれに沿って公表及び指導を行っている。労働省が行う変異原性試験結果の評価対象としては、in vitro 試験のみで十分であると思料している。</p> <p>しかしながら、これらの試験はがん原性の疑いのある物質を洗い出し（スクリーニング）する趣旨で行われていることから、当該物質についてがん原性が認められないことが明確になった場合については、別途検討することとする。 [労働省]</p> <p>(その後の状況) 問題提起者は、労働省の対処方針を受け、グルタルアルデヒドのがん原性が認められないことを示しているとされる資料を、平成11年11月に所管省へ提出した。</p> <p>これを受け所管省では、提出されたデータは、当該試験がOECD-GLP基準に適合した試験施設で行われていること及びOECDテストガイドラインにより実施された旨の明確な記載がなく、がん原性の有無を評価することが適当でないとし、更にこれを証明する書面等が必要であるとする回答を行った。</p> <p>これを受け問題提起者において、所管省の求める資料を準備中。</p> <p>(参考) OECD (Organization for Economic Cooperation and Development：経済協力開発機構) が、OECD-テストガイドライン及びOECD-GLPを作成し、加盟各国がこれらを採用するよう勧告したことを受け、労働省では、昭和63年5月、法令改正を行い、新規化学物質の有害性の調査は、有害性の調査の基準（テストガイドライン）に従って行われることおよび当該有害性の調査は有害性の調査を行う試験施設等が具備すべき基準（GLP）に合致した試験施設等において行うべきこととした。</p>